

414
A3027



日本海軍利之製造場内建規則

五、述不所行々條々日本在留之佛案西ミニストルモツシウルラン
口セズ請ニヨリ追々認む不所カ

日本政府及ハ佛國は正教として云議セし事と基準として
見言集セし毛行をモツ規可書とル一是尔德須架湾所測
量圖及ハ製造所内西圖を添申

第一取建方針仕方

第二仮々横濱江取建至其機械所規可

第三四五七七横須架港製造所規則

第八諸取建方針順序

大正十一年四月
大隈侯爵奉寄贈

前見上書

方今大君政府所持し向ふ機械を速く取建ふ事を旨とし
此後之機械所々商舎より買入まじし船を修繕せらるる且諸職
手稽古職人と交等らるる始多かり是れ海軍の事に熟達せ
し者及の機械方或人にて取建ふ事得能し其外諸職人
亦よりて之可成佛の海軍より是れを同旋するを要し是れ
後より建るも其能きは現在何ふ事なれは船が力しに修護する
役多た何れ但是れ一々年以前より定むる事せらるる一々入るる
りて之少くも貳萬ドルを要し且是れ亦亦事の事を主とせ
る別れ能ふ事なれは或り一々事へし者格之人をばるる事一々國

ふ何してハ甚難し此久は製造場亦少くも修船場或は
を要し急は事こし起りし時或一ツ修船場事何ふと我
手を空しくせらるる事あり是れ久之築營を設けんよ右修
船場に今二三ヶ所は造船所を添ふへし此亦て事能き時及ハ
入用は時々の船を打建るゝ多かる

右之通り取建る時々造船園場九拾八ヘンタルニ面或要
へし長九百メートル深貳百メートルとせらるる事一々海軍
製造場は此用一々所は備ふ事を得へし
此外諸地は設る事甚は必用あり
右取建之人數は歐羅巴人四拾人日本人貳千人なり是事

を造築せんハ唯一ツ之所可横濱より南と爲り望海
と云ふに金き海灣ふよりてふんへし此灣ハ英吉利刊行
の地圖ル名を記載せしむるに可奉ふ横濱架と唱ふるに
ふしてマルシー岬とポーハタン港の河より此港ハ廣サ千貳
百メートル長貳千メートル水底拾メートルより貳拾メートル
之深サありハ東ニ對シテ港口廣三百メートルあるに
東南に向ハ深サ六メートルを造りて灣形長く傍より出ふ
小流を引き鄰灣に接し此所長サ千メートル廣サ二百メ
ートル地何して是を隔つ此河は地形便利の地を形せり地
圖中科綱を以てしよ地を製造所取建可十

分取ふへし此所大風を造り人家を隔ふ之水涯ハ水深小
して岸を築ふ便なり住居の家屋ハ今ハ所ハ未だ家
傍及ハ之を造り急取山陰に取建造し小流の水を引
き是ハ井戸貳三ヶ所添申す村中徳るハ水十分取ふ
へし
海灣築立及ハ修船場を取建るも此難易ハ地質を知
んこと穿下し見し上耶うては礎と宜め難し此築建方
付重大なる不便と云ふに未だ未だ石灰或石炭石ボ
材を得る難きハ何れ是第一之急務なり右之外左ハ
不々條を能く論定す不事又要用なり

機械買入方修船場及び家屋取建之仕方材木金銀等
 一 歐羅巴職人之数
 一 日本人之数
 一 規則之立方
 第一可成入費と省き事を成らんハ製鉄所を取建之間
 一 本速ニ小修船場を築立らんハ第二ハ修船場を取建
 製造場機械所之方にて修役及び新起立之運取掛
 不採らんハ時々毎少四年之間ハ拾萬トルラルニ見
 込之事成送るハ

規則

金花堂

製造場首長ハインゼニル事何時ハ神奈川裁判所判
 事及び取建方并出入司之事ハ預不役人トハ日本政府申
 立ハ
 右首長より三月毎に築立之様様書并後三月八月金
 言ハ様リ書面を収ルハ一業職之指圖修改之事年
 中出入費ハ事書を収メ且之ハ誰同人を人トハ不あり
 云計方之改正ハ考る日本役人より出ス勘定書ハ名を記ス
 一 且積貯出入出を預り日本役人及び二等インゼニル
 一 五次免買取ハキ物不付を取問首長インゼニル評
 議之上ハ其を告ルハ

本又及三月八月
 言ハ様リ書面を収
 才之入費ハ事書を
 を慶重之儀ハ首長
 一 日本役人トハ不
 一 上取極ハ
 本又首長インゼニ
 一 日本長官評後之
 一 上取極ハ

此云計者不残五倍之倍也

此蔵庫出入簿籍之日本倍之倍也

機械所之此勘定之歐羅巴職人此此を圖を以て稽言職人此
是を兩少也

此規則細出之事々云計方此是を曾六也

佛と素西人之人数

製造所附之佛と素西人を首長イゼニール之外機械方貳
等イゼニールを人建築方ニ等イゼニールを人云計方之
此是を人なり

一圖引此機械建築方イゼニールを支之即代勤之儀

右附沙二百五十九

金格堂

一大工此職を人 定額料之内三十九 職人二人内一人給料六十トル

一穿孔方此職を人 此は此の職人 同 三人 給料六十トル

一カルファート方 此は此の職人 同 一人 給料前日算之也

一運用方同を人 同 一人 外一人増

一仕揚職同を人 同 八人内一人形 此は此の職人

一統治職同を人 同 三人内一人小細工 此は此の職人

一清物人 同 三人

一祠工職同を人 同 四人

一書記役同を人 此は此の職人

一建築方同を人 同 三人

ノ既職人指名人 職人貳拾四人

右之者ハ首長イニセニール佛業西ニおカケ人指一名を佛國小
て抱入一日又々出立し日より四年を以限といハ其内にお手
付未こむり約定を止む事双方におカケも支那支那積
りよ取極むへニ等イニセニールを佛之蒸氣郵船等一
之部ニ乘組ませ来りしむへし

職人既若職人ボも物品を積廻すへき船より連き越えへし
航海中唯も當座おぼしむるを請取えし右之内お手之末
りも妻子を召連ふ事と許さへし右之内お手之末
と約定を止ふ者も日本政府代り職人と得ふ迄三

金花堂

月之間其職を勤むへし

是もも政府より帰國の事とを據らるへし此約定以限
通り勤むへし上は海國之節自分并其妻子之旅費をも
共へし帆子船より送るへし病人ハ横濱より佛之蒸西
海軍病院付之留所之改之上愈暇をきへし対々蒸氣船
海國より送るへし家内何れも其死去之節も其妻子之望
亦任々蒸氣船外又も帆前船より送りきへし職人ボ之任
居日本政府より是を設け其區別も首長イニセニール取極む
也

申又約定以限
お勤海國より若ハ于
ふし旅費をもしきし
向後其を要し
海國より前于其子
おし旅費ハ不持へし

病人を横濱之留所之療科を受へき如きとし一の或も海軍

之病院へ入居せしむるべし之て才力不備より起りし病
者ハ皆之給料を取扱金一傷ハ刻限修船場亦飛舟法
事起りし時并チ一破損ハ何事時之分十分時を限
金一

職人等并職人匠其首長申立候へり日本役人之所
を叶く金一

佛蘭西人と土人と其事律并法律を背き者何れを失し
或ハ製造所之規程不遵者之長ハ一ゼニール許同
人日本役人にお議して事取宜む金一若損害何不
然又之料之沙由おと対ハ條約ハ随ハ核濱ハ何不

金花堂

和文色紙ハ一俵
キ長一ゼニール日
本長友ハ後上
取扱むべし

和文給料減加候
キ日本長友ハ後
取扱むべし

コンニエル館へ一立裁断を傳へし首長一ゼニール切
て居候色紙ハ五分之給料を取建する由候
給料ハありし二等一ゼニール一月四百トルル職人
以百五十トルル職人七拾五トルルあり其之ハ人々
業之の所由候
加ふ事ハ一割割ふる事あり候一且取建中傷き方
候者ハ一割減ふる事あり候一
右之諸職人佛蘭西立前十分性事證をせし上
三月分給料を取扱金一右チお六月之才給料を
半言ハ取しや引合し
約定書ハ但同文云々首長一ゼニール并其土地後

人云云して職人匠又ち職人日本政府の理事委員取
替定て「横濱」に着之上に該職人モ外に「コンニエル」
への手宛を以て官公署を扱ひて之へし且右の如き通
取は「日本」の「海商」の「コンニエル」の職人呼ばし裁断
すべし

日本人の負数

製造所掛りの日本役人之負数は左の通りなり
一 総取締 役者人
一 総入費取 両方人
一 事務出入 両方人

金龍堂

印又曰日本職人の
主方并職人の増
加は或は日本も
同様の上を扱ひし

一 該職人の分配 并 給料亦取 両方人
右之人は我主として其の役者向を従ひし由様事口より
又下役を俵ふべし 并通辨人の取人足す日本政府現
今所有中 孰しせし 衣宜き者之商人様定し 職人を
或は一筆を心得しもの中より取建はしし 其給は日
本役人の極むべし 其後二等イニゼニル之取人より其高分
は余元増加するを得し 日本之職人の取建はし 其
如きも其去イニゼニルを其扱ひし
日本役人職人をほすは其の事又長く俵ふ様事いふし
人其屢に換ふる取建の入りと事し其後を引越しし

水のらちふ妨障をたふさるべし

職人が已ら業ありし事々時歐羅巴人其職は日
最令をのりし傷く制限は首長イゼニール及び日本
役人と双方を合せし上取極むへけまし急水不確換所
及び修補場も飛ちし大車り回ふ時を除くの外一日十時
ころへこの休日は日本は風おほひ取極むへし業あり
上るる事回ふ時其元は歐羅巴職人は其教より
日本役符し方をたへし所をきんかの事は二等イ
ゼニールは其よりふへし

金花堂

松毛問をきる居合ふ職人は水又は二等イゼニール
は告知をへし其司方々首長イゼニールを那らふ魚し
製造局取締役はた多く日本政府番兵所四所を取建へし
も番兵を置き場所々首長より出へしイゼニールは稽
言くとせぬ者せんく多日本政府は其若字を運
奉へし其くくは船之内通病即ち其勤者のし夕を
り其職工之学課を被言はへし右取守方々イゼニール
勤多は暇有り次第十分ふらるるし

右同様善き職人之向を歐羅巴職人は其是を職人
は其職業を学とむへし此職人が其向を機械所

て働き旦夕を素圖に極言をこし總て佛蘭西の海軍
所より其子法職工の學校、做らるる也

佛蘭西より買求むべき物不

買求むべき物不を造船場を取建ふに要用なる機械及び
海軍所なる制込船、大小通じ、且つ五百馬力の蒸
氣機械を製し約五十分、其外現今日本にて
賣るものも其要用なる物不を多く買求むべき也
又日本政府は海軍に及佛蘭西の海軍に越る也
日本政府佛のミニストル附き其海軍を其の付は
めらるる程に入らるる也

又一者は方書ハミニストル一覽を受くべき事

又一海軍方々ハミニストルをく海軍製造所取建
事ハとあらざるべき事

又一者ハインゼニールも少く使ふ者ハ又其内亦
人知り佛蘭西の海軍に人知らざること其免れざる
べき事

於詳細之事ハ佛の海軍にインゼニールを取計ふ
魚し約三書ハ佛の海軍に人知らざる事ハ其
細取調り上りて言ふべし

右機械造製の再思并其受取方ハ日本政府より買求む

一職人の内少く破りと改り上る取計ふべし其機械は
 皆請取し上りて此事を法司を遣はし者お少く佛蘭西内
 一纏わ不敷し同く船積運送及び清灰とありし
 右機械積入方及び帆の制限と首長イニセニル定むし
 可申丈衣お修船所並機械取と取建し厚き物等を
 送りおし是を積入り船へ職人等乗組り入用は
 此積り左に由り

- 一 機械取之為 六拾万フランク
- 一 同各種 貳拾万フランク
- 一 家屋並建築之為 四拾万フランク

金花堂

- 一 傳力機械 拾万フランク
- 一 取建之物品 三拾万フランク
- 一 運送賃 五拾万フランク
- 一 旅費 拾万フランク

ノ貳百貳拾萬フランク

此トルラル凡三拾七萬トルラル

尤右高之内諸品の價を分配し毎少く必定は事し向は
 不ら素より明あり

日本よおかくは法入費

是を日本よ向ふ事は物不乃の建方石工土工地取立を

外地を言ふ事申入甚多し

日本政府は建築に要する者及び土地の所有する者
に海軍も建設に多用せざる各様物品を能く告知する
ことを怠るべからず時宜ふりては表裏の者をきき
そは産品を多量に買入せしむべし尤も他へもとき
ハ首長イゼニールのや國をあげし上りてはまじし
同く者いふは事と法合ふるをさるるに似し此の價
格漲の價せしむ外國人の力ありて買入るに價より上る
日本役人は是を取さむべし首長ハ外國人の力ありて物を
買入る事候ふべし

金花堂

和文外國の愛求
る節に及用ひ可
價日本役人の
おむべし且日本
ハ改正日本役
人之をむべし

總の家の取建方土工極立方并世方ホキ事より首
長イゼニール之を日本役人用旋にへし係造船方及機
械之事は多く製法は備へ者へあはれ

前付之結句

そ長イゼニール及此の通ひ此書面は又小述するしことを
承蒙んふに左の如くを信じて候へる

横濱機械所の方々の御書に於て船を修復する事と申す
事候取建且横濱製鐵所は築造の事あり切事候ふ時
ハ首長イゼニールよりP建司向をたれし右取建に
用ひ戴萬トールを要し職工の者も其外物も其總三不

建築之取建を
承蒙んふに

初より年々入り五萬トurlと云ふ因時未造一所の地面を
あつし家が二ツ機械所二ツ蓄を取建物不を入ま人を住居
せしむへし日本役人港内海軍圖を製せし一且今年より
八月不堅カラント石千メートル六方者の青石カラント石千
メートル六方石所又を石千メートル六方ブレット炭
三千メートル六方石炭千メートル六方の物とせと取極むへし
右し別とよボ磁石を取極まりし上より佛國へ送し事を
あつし役人日本を製せし一是とせ八月はるしはる
へし首長イゼニールなるものマルセルに如くは因人をツ
ロニ港へ安内回書して因人本國より是より取建極む

金花堂

付ふ不熟の徳了解とせし彼ふは巴黎斯へりき佛政府
へ其は船と通へし一徳るイゼニールの同族トは因人巴黎
斯小居を設け此より二等イゼニール西人並勤定方の派吏を
求む是より者此と勤向より取掛る魚一が圖を製し物定
書を取極むへし十月六日必安職人之内を為し取建極む
法具を積入まし一船を般を仕むる事を得るし
建築方二等イゼニール是を請取し郵船より送りて其
は魚一因人機械所は切り廻修船場は石垣ホマキり取掛
り築居屋ホを取建極むる魚一
日本は理事友ち子八百二拾五年十二月甲子必りは如き

此等事を以てし八百六拾九年三月後迄来るべき物不
列者の上より長イニビニル千八百六拾七年に於て取
獲れし製造所の建方不取掛るべき事一の機械所を取立ハ
第一修船場を築立し上ハ中那不修復并要司不
表者造を始むるとりをも受あふべし

千八百六拾九年修船場大之方既成し横須賀製造所並
事不實用を以てし不總司日本海軍に所司を以てし

朱書多補小要一應ハ辰月 日横濱裁判所ニおきて

そモウエルニ一并小松節カボ後後上改メト事

金花堂

表不表所約定書

今般横須賀港に佛業西國之因旋不依不表不表所を不建
不舟公仗に商論せし表上等益械官ウエルニ一不不不
不長一每不不を以薦揚せり是アトミラールを以て上海
右ウエルニ一を以て寄同言しし之不依不不後不不約不
不不不條同左と通り

一表不表所を以て修船場大小或る所造船場之り式益藏
及以役人職人ボ之役所共之四年より一落事之事
一横須賀灣地所地才海軍トウロニ灣不似不不依り表不
所を右地方不取建不不構式不似ハ大概横四百五拾間以

敷而向之地坪を以て取建ふ事

一 若狭所修船造船之三局取建法入用其計凡百一十年ニ
松万トルル若令四十年敷而松万トルル少く修事し事

但佛蘭西政府は約定書お届せ上右之ニ松万トルル
取揃五く於四十年之百年納方トルルを以て事

一の改事

右を西國政府之允准を経て公使お方々上上等機械
官ウエルニニ事任を以てせしむ我亦於之を約定を以て松平
若馬守軍艦を以て木下陸軍目附山口旅河島栗本
渡島清兵衛等伊賀守子等々其取扱を以て只願成切

金花堂

と要事なるものあり互に我彼内外之百漏なく懸頂を奉
くして取極ふ事也

元治二年三月廿九日

水野和泉守花押

酒井元孫守花押

佛人官商雇期限

佛國海軍第一等

留友

ナワ千二一

約定期限千八百六十五年十二月一日より四十年

建築方首長

レノウ

約定年限千八百六十五年五月十八日ヨリ四十二年之末
去ル迄三月ノ横須賀表ニ病死スル者右代

建築方首長

フロラン

右横須賀表ニ當ル勤役ナ

機械方首長

コートラン

約定年限千八百六十五年五月十八日ヨリ四十二年

金花堂

大工職首長

メラインク

約定年限千八百六十五年五月一日ヨリ四十年

切之向書記友

メルシエ

約定年限千八百六十五年五月十八日ヨリ四十年

右局ノ佛人匠友ニ雇ハレテ年限約ニ書キ佛國ニ罷越スル
節柴田日向古製煉所首長ウエルニ一ノ各判之上取
極務キ佛職人ニ分テウエルニ一方ニ證書有之ニ事ナ

一千八百六十六年八月廿一日極定一書
蒸氣小船之規則書

第一條

一 蒸氣船を一周間ニ三度横濱へ往りしは用をなすべし
則

金曜日 火曜日 日曜日

横濱へ往りし時刻を船主七時之定横濱より往路ニ
時々夕四時より五時へし船五時或六時半

第二條

一 前条に記し毎三・四之外首長シキヤク之を圖をく船を切申へ

金花堂

第三條

第四條

一 船中之諸事を運送方小舟を圖小舟へし水夫或人
を運送方司り他船人ハ機械を司りしハ蒸氣船也船之
時ハ横濱コニシユル故并本末若決所へし法用を便し
之船佛人き人等組へし横濱へ往るせむ申上運上所
を波止場へ往るべし

第五條

一 横濱運送中を波止場後所より小舟を切申し陸へし
自りをおるべし一尤船中ハ機械方き人他き人

残ふべし

第九條

一 蒸氣の壓力ハニアトモール空氣の上を強じらるべし

第十條

一 ワトリルカラム 釜の側面 之中に於て五センチメートル或は六センチメートル之を以て水を入置し此水を脱油中せしめ

毎分十五ミリメートル減少せしむべし併し佛人右西

人より是を注ぎしべし

第十一條

第十二條

一 運送方ハ此を以て船中に入置し此を以て用之べき

金花堂

書ふまゝ船を離るるべし

第十三條

一 船中の損失との并 記書々若し運送方ハ此へ入置し

但し船中へは取扱と書き記す石炭並に物を書めし

第十四條

一 金曜日ハ小機械之中を以て弊ハラトクシ 佛語釜之内を
磨く穴の石を

ふ同のセケトル 鏡 内物を掃除すべし

毎月船中を掃除させ船を乾かすべし其時アリスノハリ

佛語掃の例と車
の付きありとす 掃桿を以て掃けし

第十五條

一此規及書行言集會役所へ送せしむるべし

横須賀 首長

兼清所

ウエルニ

同

兼清所 兼清所 兼清所

以書簡申立り別所の雇佛並西人姓名目録を以て二年
の限を定し其者と二年迄居る者何れ又四人の内給所
情を知らせぬ人なる情を以て計而其各其職を幼勵せし
者有彼亦に於ても満員且其字を以て情を乃らぬなり

金花堂

一其他の雇之者といふは國を以て雇む者或は給所へ入るる
分を望む者又本國へ歸郷事付たり其國を望む者亦
何れ其内余横濱へ住せしむる下と而後し上高地往建業
事切限其年々の行状をその申立りて候なり

於

海軍アムセニラール

兼清所 兼清所

横須賀千八百三十九年三月十八日

ウエルニ

横濱裁判所

兼清所 兼清所

人名	職務	給料	四人松形増之分	新條約年限
レラスキツク	大工小工	月給百廿五奉		一、二年延期
ピラール	帆縫職	同百拾奉		同断
デニエール	大工小工	同八拾五奉	同百貳拾奉	同断
ジヨフレール	弦圖引	同九拾五奉	同百拾奉	同断
マンジユ	釜槓方	同百貳拾五奉	同百五拾奉	二、三年延期
シアペー	轆轤職	同九拾奉		一、二年延期
ポン	大工	同七拾奉		同断
コルド子	真木皮方職	同八十奉		同断
フロツク	銅工職	同八拾五奉		同断

金花堂

ルトロター	液治小工	同百六拾奉		同断
ミシヨール	漆工職	同八十五奉		同断
ジユモン	建築方小工	同百二十奉		同断
アンケナル	建具職	同百五奉		同断
スーデー	銅工職	同八十奉		同断
リツシヨニー	船具取付方	同百二十五奉	同百五十奉	同断
コラー	仕揚掛職	同九十奉		同断
ウエツト	釜槓方	同百五十奉		二、三年延期
メーグル	仕揚職	同八十五奉		同断
メルシエー	船方小工	同三百奉		同断

是年延目深書之上に寺島陶藏君表決所巡察所
を以て調下之上の思し有之被也

於横須賀千八百三十九年三月十六日 ウエルニ

目深書一覽波承知

明治二年二月十八日

寺島陶藏名押

横須賀表決所新任仕法建

首長

一ウエルニ

一年存

五万弗

一全才ニ等友

六千五百弗

金花堂

一海軍方官海サワライ工

五千弗

一建築方首長フロラン

四千八百弗

一會計方メルシエ

三千二百弗

一藏庫取務 ミニゴロフイ

二千弗

一職人共十八人

但為及めて滞り
約をとり極一者

貳万五千二百二十弗

一岡佛國より呼ぶべき職人八人

五万八千弗

ノ三十二人給料三万七千三百弗

佛國より呼ぶべき新親雇入之者九人佛國より日本

江脱海入用四子弗岡才減之給料千三百八十弗

右二口ノ五千三百八十弗

若夫所事者乃監察寺鳴陶藏君之允准を請ふ

於横濱質千八百二十九年四月十日 ウ工ルニ

目録書一覽改承知

明治二年三月十二日

寺鳴陶藏 在押

佛國に書きて産入するに職人八人

一 大工之助職人 一人 八十拜

一 仕揚職人 一人 百五拜

一 仝職人 一人 七十五拜

金花堂

一 清物師匠 一人 百五十拜

一 仝職人 一人 七十五拜

一 清形職人 一人 八十拜

一 洞工職人 一人 百五十拜

一 仝職人 一人 八十拜

右八人之総計三月八日百四拾拜

是の年三月八日拾拜也

於横須賀

千八百六拾九年四月二十二日

横濱より

寺嶋陶藏君に

横須賀表漢所之多数の約定を改むる一条存じニテ
君は貴君より同合を請ひし。箇中日本に在るべきもの并
佛國に在るべき改むる抱入すべきものも亦存す。通あり
日本に在るもの當年分として六月之指詰め百四拾肆
之し。各該の励むる。一。其内九人を四月期より以
て。五拾五拜之指詰めを與へ。於十月朔日より毎分又

指詰めふこと何ふへ。有る余より。在る列通し書
面より何ふおま。之。箇中。の。新。規。雇。入。ま。は。者。ハ
表漢所之工作をまへ。さ。採。当。地。の。國。土。事。の。と。引
継ぎ。佛。國。の。出。帆。止。し。其。者。之。半。於。佛。國。の。事。
指。日。を。以。て。日。と。し。金。の。指。料。を。横。須。賀。に。在。る。者。
日。の。指。料。を。佛。國。の。出。帆。止。し。買。物。の。指。料。を。三。月
分。の。指。料。を。お。渡。す。た。と。お。ね。が。し。月。分。の。指。料。を。半
言。を。交。取。不。積。あり。右。之。者。雇。入。ま。は。約。定。の。限。之。條。を。二。
年。より。下。子。へ。お。ね。が。し。其。者。を。雇。入。し。其。價。を。日。を。右
之。者。を。す。ま。り。不。お。一。年。より。後。一。年。より。右。之。者。を。分。し。切

を養すふあふ

いふより来る居士とのや皆帆前船より日本へ着し航海
中を徳の舟を渡せしより以て舟を皆雇入ふも其
分分より郵船より第一等又ハ第二等より舟を
三價より余考ふる大凡船人既に舟四百拜ありし
八人向敷人妻を重可なりと云ふ四子拜ありし
若狭所内船より取極方舟を愛草し之や如回船と云下
余も同く舟ありし是に在りし初めより何れも其
し事なく休る雇入佛人之儀舟三條考下し是
事(19)

舟一是より取極めし給料増かし法を改め以て舟も日本長
官と若狭所首長より合臨時に増かしき事
舟二横須賀より死去なりし者紅家内より佛國海軍より
取極められし船人既に舟四百拜と極を
援助金を與ふ事

舟三約より取極めし舟より六月以内に取極めし舟を度り又ハ
是を存し其の舟は是を代り舟より舟より事
舟より舟より余の所存を其の然し思ひ舟より舟より事
舟より舟より舟より舟より事

相州三浦郡横須賀表蒙清所賣地且外
由蒙清出承形才潤書

一七万四千三百五拾九坪余

蒙清所討埋立地所

一千六百二十七坪

後復宅賣地

此及別三及二畝貳拾七卜

内

上畑三及二畝貳拾九卜

横須賀表蒙清所賣地

下畑拾貳卜

同形

野麥壹畝八卜

同以口為賣地

下畑貳畝貳拾九卜

埋為新田

一平坪壹万四百五拾九坪九合

内浦海中埋立地所

一岡七子八百拾八坪九合

美賀保海中埋立地所

一岡二子三百八拾九坪四合

白仙海中埋立地所

一岡三万三子八百九拾三坪

小海灣埋立地所

一岡三万坪程

逸是村灣埋立地所

一岡七畝貳拾七卜

新美所及埋地所

内

山及別貳畝拾五卜

横須賀表蒙清所賣地

下畑拾八卜

同字横山

上畑貳畝三卜

同字八坂

此地代金三萬壹千五百貳拾文

同指五卜

同字大港

下二烟指五卜

才至市之内字九山

上烟五敬即指五卜

洋田市之内字田成

一 寺及九敬六卜

恒为新田寺内字力
小片地所

母地代金五支
建物の七来五支五分

一 首長之上二一住居二階建

寺棟

一 同人殿

同

一 以角海サワキ一住居

同

一 同新附家

同

一 集云二階家建
外附家寺棟

同

一 同建指

同

一 次三官住居

鄭棟

一 表強所二階家建

寺棟

一 教人住居

鄭棟

一 妻子持回所

三棟

一 学校所

寺棟

一 富海所

全

一 法治細工所

全

一 同建指五分

全

一 病院

全

一 酒庫	全棟
一 港内浴室	五ノ所
一 渡船場後水支店	全棟
一 佛人小恙部	全
一 白仙碼頭	五ノ所
一 湯懐所	全
一 内浦石垣下水	全
一 建築方附庫	全棟
一 美加保煉石化煙土倉	五ノ所
一 同干場小倉	全棟

金苗堂

一 小學校	全
一 石灰煉石倉	五ノ所
一 美加保機械組立所	三棟 五ノ所
一 三十馬力川蒸氣車	全棟
一 バッテリー車	三艘
一 傳馬船	全棟
一 機械揚用渡船	全棟
一 十馬力川蒸氣船	全艘
一 大工詰所	全棟
一 妻子持預人住居	全

一 美加保石原燒立竈	去ノ所
一 役宅	三棟
一 勤番所	濱田 三ノ所 船泊 三ノ所
一 是張所	大瀬 全 中里 全
一 製法所裏門	去ノ所
一 スクー子儿船	去ノ所
一 寄場物置并水夫小屋	去ノ所
一 機械揚刀並船	去ノ所
一 造船所並船根船	去ノ所

當時仕立申之合

一 土波浜船	去ノ所
一 十馬力川邊並船	全
一 土波船	三艘
一 四十馬力川邊並船	去ノ所
一 船泊所	三棟
一 七七番並造所外七座	全
一 修船坊	去ノ所
一 番舟造所并二ノ五所	三棟
一 美加保煉化石燒立竈	全
一 内浦機械組立所並物置立竈	三棟

一 造形堂

殿所

一 表門所之儀 為元世 年九月所掛朱己奉

九月迄之落束之積了之

一 坊所 懸板七乃四子三百子十坪

表坊之内 懸言書法人收 所之書所

一 表門

四人

一 裏門

二人

一 兵隊屯所

五人

一 中仕切

四人

金花堂

一 海月堂

二人

一 云々保之屋 役小虎

二人

一 表役屯門

二人

一 大瀧

二人

一 深田

四人

一 中屋

二人

一 板

四人

一 水浦

四人

一 横山

二人

一 大津陣屋附

五人

其年七月十八日附之老船より表紙取上りソノ氏は友
 私用なる由國より一應に旨其旅費として帆前船に入
 用子戴百フランクを一回の儀方の書面之趣海に領承し
 事あり付く事細其の助へ持告りて一應に事お申し
 後述せらるる通上りソノ事一應に往年限お申す中
 年一々の國を遊ぶものあれば何分旅費も申す事
 儀難を承せらるる事わへ四角の友方下は如何して其下
 所需ふ事申すの條余も承らるる事一應に事お申す
 々も承らるる事一應に事お申すの條余も承らるる事一應に事
 申す事一應に事お申すの條余も承らるる事一應に事
 申す事一應に事お申すの條余も承らるる事一應に事

金花堂

此向後事と采よ、由然之由限りて海國に即其入費
 をする事あるも敢る事多し儀に於て今一應に事
 を渡りし様にも用旋の改札者多し勿論上りソノ氏又
 々此代人とも儀に上り事一應に事お申す事一應に事
 申す事一應に事お申すの條余も承らるる事一應に事
 申す事一應に事お申すの條余も承らるる事一應に事
 申す事一應に事お申すの條余も承らるる事一應に事

辰六月十三日

兵部卿
 河久保大少輔
 山崎左衛門
 志村左一郎

ウエルニト
マッ

亦書狀改拜見ハ然モ横江ノ表淺所極械方ハツサニ
病氣之憂直ニ重シ然レモ收メテ一魚ハ方留ル所トシ
万勿國カ成リ事ハ亦治之且夫ノ子供海國カ改メ得
法入用船賃共ニ凡ソ百弗ニ相成ル趣ニテ越シ申
大ニハ在テ務費ニ外ニ洋銀六百九拾四弗三日相渡
申

金花堂

五弗ニ益械方付五子子代リ一モの幸ノ月給七拾
五弗ハツサニ年限同様ニ呼ビ申ル様ニ成ル方ハツサニ
之趣是レ承知スルニ由ル所也由國旋リシ方也
此返四方如レ申上

己正月十日

丁 為 陶 翁 花 押

表 淺 所

首 長

ウエルニ

マッ

由子江の改修の如き是も此城方バツサニ此役之儀同人評
 イボリーツトに月迄三十弗と云ふ此城方の習記付の如
 承知するに且書記友モニコルフニ一儀舎存貯不取
 潤方由勤一書取潤方多端有書記友之儀中島
 才吉は甚勤力改外二通一柄友を人をきく様の如
 一書才吉之外も當港若浅所ニ存仕り年々美之助
 をくあつて其をきし有しとのを由地たるを其為地の方
 を其方の一尤き下より又サニに引合し上美之助代り
 其しともを其をきし上其拙者も力くも存仕り其し
 右を報ふるに上

二月十七日

古崎陶翁 衣押

ウエルニ

表下

此子の所改修の上は然き此程迄の面由を其之を其
 造立方の儀有左の如様一橋を二つに分ち中央に九七十
 メートル幅十二メートル之石垣を築き此石垣を其傍之石垣
 一より少し高くす其名は橋之長サハ略二十四メートル幅八メ
 ートル橋の桁も皆積りて固く造りし摺り滑り此
 橋板も亦之造りし如く造りし又其傍に及

万葉と申へし三月より東切の土まらまらきや丸唐紙
 柄の皆横須賀より作りしきき、土柄を伴ふ間を三月
 終外より妨多し土柄を伴ふと浅を飾ふべきを三月
 一一土柄を作り事々此方にて造りしむへし但浅の
 柄を造り、行をよみて、付る浅紙の細工は皆造り
 所にて法合にありし者之趣は切考の上四面あり
 之度には作るべき以上

十一月

ち島の陶藏

ウエルニ

考下

土の土曜北支世法と申す之平や造りし浅く係

金花堂

東京府の園芸と申す又橋桑造りし土の土曜北支世法と申す

己正月廿日横須賀製浅所ウエルニと法判し係前係
 職人尚己十一月既とより至るお雇日限、お雇り内官及
 者丈二年者し職人の一年延却し積且延却し、執りては
 水増しは柄紙の付る由園之者し強水修りたるは、強き
 る者之印香は活りて増進する積係雇年限中、是事
 お勤りて由園之節、船形する由る約束ありし、是事

郵船を送る為手積ち將周藏掛合垂る事

原二月廿日

ルツサニ	フローラン	ゴートラル	サハティエ	ウエルニ	人名
横濱製菓所 所長	建築方長	益城方首長	海軍少将 製菓所首長	海軍イゼニル 製菓所首長	自分職務
三百	四百	四百五十	四百六十六	八百三十三	當今之俸
全三月四日		千八百七十年 九月一日	全十月八日	千八百七十年 二月一日	約之俸
全	全	全	留		新約定之俸
度草之職務					人物好悪

金花堂

タウイ	レオニステイ ツク	レトロツテ	ギルマン	デュモン	デスハニム	ポアル	モンゴルフイエ	メラック	メルシエ
銅細工師	大工	清物師	仕揚職人	改 建築方長	製園建築方	分所方首長 書務預り	書記役魚藏 庫取預	製園方首長	會計方首長
百二十	百五十	百五十	百五十	百二十	二百	百五十	百五十	三百五十	三百
全三月九日	千八百七十年 三月十五日	全四月一日	全三月十五日	千八百七十年 二月十五日	全	千八百七十年 二月一日	千八百七十年 三月廿二日	全十一月一日	千八百七十年 十一月十八日
去	去 郵船 回	去	去	全	全	全	去	去	三百三十 去
保々置之	全	改草スレ	唐人之不及	好人物	改草スレカ又々 唐人之職務方	横濱製菓所 分所方首長 書務預り	改草スレカ又々 唐人之職務方	改草スレカ又々 唐人之職務方	肝要ナル職務 此スレハ大ニ安シ

ヒエエツト	品械方	百五十	約定ナシ	約定ヲ行フ	改年スル者
ハレル	漆物方	百五十	千八百七十年 二月廿九日	二百トルニテ ハル	事ノ能ハル者
マンチ	仕場ノ者 ノ者	百二十五	全二月十日	百六十トルニテ ハル	全
コンスタン ティン	全河豚人	百十五	全四月一日	ハル	才情不佳者
リクレオニー	加健素子 ノ者	百十	全三月十日	百五十トルニテ ハル	事ノ能ハル者
ビラール	器具取付 ノ者	百十	全四月一日	ハル	母人物
ユード	建築方 ノ者	百五	全四月十日	百二十五トル 全	事ノ能ハル者
アンケライ	全	百五	全	百五十全	但し事ノ能ハ ル者
ソーフレ	園引キ ノ者	百十五	千八百七十年 二月一日	百五十全	事ノ能ハル者
ロエラ	銅細工 ノ者	百	全三月十日	百四十トルニテ ハル	精巧ノ者

金花堂

コラ	品械方 ノ者	九十	全四月十日	百三十トル ハル	全
クレノン	全	九十	全四月一日	百二十	全
シアツペ	轆轤 ノ者	九十	全四月一日	百四十トル ハル	全
スーデ	銅 ノ者	八十	全三月十日	歸路郵船	母ノ者
バステイアン	大工	八十	全三月十日	ハル	凡庸ノ者
レブルン	漆物 ノ者	八十五	全四月十日	百二十トルニテ ハル	好者
クリツパン	全	八十		全	全
ミレエル	漆 ノ者	九十		百五十トルニテ ハル	事ノ能ハル者
フロシユ	漆 ノ者	八十五		歸路郵船	極母ノ者
サローン	漆 ノ者	九十	全四月一日	百五十トル ハル	事ノ能ハル者

ミリアン	全	八十五	全	百二十トルテ	好猿人
デニエル	大工	八十五	千八百三十九年十一月廿五日	苗ル	母人物
ボン	全	七十	千八百七十三年三月十五日	全	平方猿人
ユルデミエ	カルファー方	八十	全三月五日	全	精巧猿人
ペリコ	水取ノ土砂ヲ揚ル者	八十五	千八百七十三年四月一日	全	平方トルテ者 度スキ猿人
リュミアニ	番帳方火焚	六十	約定ナシ	全	可ナリ猿人
マルタン	武番掛者	八	全	全	好人物
ノーグル	仕揚猿人	八十五	全	全	精巧猿人
バケウ	己習猿人	三十	全	全	極平猿人
サバディエ	火燈猿人	五十五	全	全	新ニ牙ル者

金指堂

於横須賀千八百三十九年
二月廿日

海軍インゼニール
横須賀蒙漢町首長
卫ルウエルニ

於横須賀

千八百三十九年四月廿二日

横濱

与寄陶藏君

横濱製煉所之多数約定を改むる一事を自じユブスケ
は考君より問合を承りて、横濱製煉所之多数約定を改むる一事を自じユブスケ

國におかれ改めを控入るべきものも御付在り申上り
日本よ海軍の考當年分として六月之格在り百四十
并之毎多各警の勵むるし其内九人を四月終りより
以て五十五并之格格料を與へ十月朔日より毎分又
格加さふことありし右も余より差出さる敷通之書
面は不承之儘自ら明取之し

新規雇入之者を素速所之工作をまゝに松浦地へ御國
さまものと引渡す松佛國より出帆せし其者之は格料
佛國より支給し日を以てお日より全る格料を横須賀に
列名より引けし佛國より出帆せし以て皆物より多し

金花堂

三月分一船料を御渡すおよお六月之旨を以て格料
之は格料を御格料より古く者雇入る格料切限之旨を二年
より下り格料より古く者格料入用格料より格料且古く者
す所も格料一年より後一年より古く者格料より格料
あらぬ也し

以てより格料より格料の旨格料より格料より格料
總て格料を御格料より格料より格料より格料より格料
郵船之格料一等又二等より格料より格料より格料より格料
およお大石格料一人格料四百并格料より格料より格料
人書を御格料より格料より格料より格料より格料より格料

若清所内給し取極方オを要草一してハ何事とモ下余
に問まきし事ハ是と在来之規より何んモ甚る事
あり依る雇入事佛人之儀事之ヲ案下(き)り
第一是之取極多し臨極加之法を改多コテオを日本長
友と若清所之長とハ臨極付下極加す事
第二極之突る死去及ハ一若之内家オを佛國海軍と
取極多ハ不也極人取極を二百并極人ハ四百并極
取助金を與ふ事
第三約之年限短ラシ月以テ取極を廢す事又之
を給し五ノ或々之を代ふ事

金花堂

若くは極々余の所存を若くは然と思ひ多事極々
せらまん事を清所極々
正ル ウエルニ

若四月十四日附之由書收被披身ハ然モ取極之法の燈明基并
東京小畑明基之入費言ハ由一若ハ
野島之燈明基並建造入用極々之清所人極々損失
取一たまハ五百兩を極々之極々之極々承知ハ其
若を并之造極清所之極々ハ極々之極々之極々東

京小燈の基布告文落手の尺紙之部承知とす一ハ及
回券也

明治二十一年三月十九日

坂田出納控ニ

榎田大系再事

中野大系再事

井岡燈知再事 花押

ウエルニ

差下

横須賀横濱製薬所西雇佛人一月

臨時御書

- 一 洋銀八百三拾三弗三拾三セント ウエルニ
- 一 全五百四拾三弗六拾六セント 千ボチ
- 一 全四百拾六弗六拾六セント サバチ
- 一 全四百弗 フロラン
- 一 全三百五拾弗 リホアーニ
- 一 全三百弗 メルシ
- 一 全百五拾弗 モングルヘ
- 一 全貳百弗 テスバニ

一 洋銀百六拾五弗	トール
一 全百三拾五弗	ケルマレー
一 全百七拾五弗	ジエモン
一 全百六拾五弗	レステツキ
一 全百三拾五弗	マンジ
一 全百貳拾五弗	コンスタンティン
一 全百三拾五弗	リツシヨニー
一 全百貳拾五弗	ビラン
一 全九拾五弗	シヤツベ
一 全百貳拾五弗	アンケチール

金花堂

一 全九拾五弗	デキール
一 全九拾五弗	シシヨ
一 全九拾五弗	ベリゴ
一 全百弗	シヨフレ
一 全百弗	コラス
一 全九拾五弗	バスチアン
一 全八拾五弗	スーテ
一 全九拾五弗	コールド子
一 全九拾五弗	マルタン
一 全七拾五弗	ボン

一 洋銀六拾五弗	リユシヤニ
一 全百貳拾弗	フロボー
一 全八拾弗	カビテン
一 全八拾弗	ヘーベル
一 全百五拾弗	ジラー
一 全八拾弗	ロカール
一 全七拾五弗	エムテール
一 全八拾弗	サバチエー
一 全百五拾弗	ウエツト
一 全百弗	サラン

金花堂

一 全九拾五弗
メークル

合 人叔三拾九人
洋銀二千三百四拾五弗二拾五セント

右之通

午三月

此雇佛人帰國改一者

ハサン
タヒス

西之冠佛人海國可改者

ノハ人

メラインク

ゴツトラン

ギルマン

ルスサン

アレース

ホイール

フラート

フロツク

金花堂

考し通

午三月

ノセ人

クレスー

ロフラン

クリボー

ミシエル

ロエラン

横須賀表製漢所水抱水支火卷

給持調

一 給金三指取

一日玄米五升宛

水支小

次郎吉

一 全戴指八兩取

一日玄米同宛

同

八之丞

一 全戴指三取

一日玄米同宛

同

次吉

左次郎門

侍助

金花堂

一 給金指八兩宛

一日玄米五升宛

水支

典旨清

金次郎

取吉

忠吉清

由吉清門

由吉

水八人

一 同指七支宛

一日玄米同宛

水支

重次郎

清六

水八人

一日主人言朱在升苑

高松
廣吉
永次郎
熊吉
新吉
菊次郎
嘉二
梅吉
仙之助
三吉

一日主人
給金拾五兩宛

一日主人言朱在升苑

主人

永次郎

仙吉

長吉

主人

中藏

伊勢松

長次郎

龜次郎

惣八

新三郎

一日主人
給金拾五兩宛

金花堂

一 拾金拾九兩取

一日玄米同取

少心拾八

平水

龜 吉

通計三拾五人

内 平水拾八

火禁

魚 吉

一 拾金三拾二兩取

一日玄米同取

同

彌 助

一 同 全貳拾八兩取

一日玄米同取

同

富 藏

一 同 全貳拾五兩取

金花堂

一日玄米同取

平水

宮 吉

一 全拾貳兩取

一日玄米同取

少心拾八

梅 吉

平水

龜 三郎

幸 吉

平 助

清 西

重 吉

吉 吉

一 全拾八兩取

一日玄米同取

忠恕郎

少心主人

友吉

平吉郎

信吉

房次郎

仙吉郎

松吉

作藏

心主人

一 臨金指五取
一日玄米同券

同主人

一 全指五取

一日玄米同券

通計指九人

内 心主人
平指六人

水夫
小焚

台人数五拾四人

台之通

午三月

横須賀製糖所内倉庫附肝煎因下杆製分
配下兩杆煎而役所附被裁心任并相州親

音清如明堂外戴之所者人信浪酒書

三所附行矣
清 吉

同
志二郎

同
善五郎

同
保三郎

同
三助

同
千吉

同
外三人

金花堂

一日

浪貳拾目宛

一月浪三目宛

同

浪拾二分五卜

同浪四百九拾五宛

一日

浪拾四分五卜宛

同浪四百三拾五宛

同

浪貳貳貳百文宛

同浪二拾二貳文宛

同

浪貳拾目

同浪二百目

同

浪拾二分五卜

同浪四百九拾五宛

同

政 吉

同

浪貳貳貳百文

同浪二拾二貳文

外一月金貳分

兼清所内役所
徳我々々々

清 吉

外一月金貳分

同

浪貳貳貳百文宛

同浪二拾二貳文宛

山屋佛堂
サバキ一附小仕

外 吉
外 四人

十日

錢貳貳貳百文

同浪六拾二貳文宛

千本千一附小仕

新次郎

枯寮所附小仕

浅五郎

忠 吉

お州親音書
燈明香番人

一万藏

安五郎

房舎孫島
燈明香番人

金藏

惣五郎

市五郎

横須賀表陸所司

惣五郎

取寄五郎
横須賀右右姓

金花堂

十月

金七兩貳分

金六兩貳分

同

金八兩三分

金十兩五分

金六兩五分

同
金五兩五分

五郎吉馬門

合人数貳拾五人

金四拾貳兩貳分

浪三母買二兩六拾目

共色五拾五兩

合金百八拾九兩五分永五拾文

但一月取入可

仿習生徒の教海より西暦五月分

大教本二千五反

庚午五月
廿四日谷岡

洋浪敷指五布

五反五布

モシクロヒー

同 指四布

同 指

メルシエー

十反五反

同 指五布

同 指

ウエツト

敷指三反同

同 指八布

五反七指五セント

デニエール

二十反

同 指三布

同 指

ヒラール

五反三十三反

同 指八布

同 指

ハスチアン

同 指八布

同 指

金苗堂

洋浪百敷指五指セント

午 四月廿八日 極大 極大 引合 留

横濱製茶所より寄不之内より住佛人以外に
代茶 昭之修復物上納調言

去己三月分當年二月之上納調書

己三月一

金四千八百五兩五分

永野百四指三又七ト

神楽元修復料系
製法に附川益系
會館算かを八月
己三月迄五分

金四月

洋銀三子刻百三拾七布七拾五セト

金八拾貳兩五分永百二拾貳文五ト

洋銀五拾八布五拾八セト

金拾二兩永七拾三文七ト

洋銀三千九百七拾七布拾八セト

金七月

金四百五拾七兩九拾三文八ト

洋銀四千四百九拾布五拾五ト

洋銀四百九拾八文

金八月

金拾二兩五分永拾九文二ト

洋銀貳千八拾貳布五セト

洋銀貳千八百文

古幣不古存佛人云此
弄在為外國人上書後代

川蓋家信託真如重
二月三月分

石山運送貨物後
出表決所不更分分

古幣不古存佛人云此
國人云信代在外在為
之外國入日蓋信代

四幕才豆州上出原
代務分取職分并川

蓋家信託真如重
四月五月六月分

古幣不古存佛人云此
弄在為外國人上書後代

川蓋家信託真如重
七月八月分

古幣不古存佛人云此
弄在為外國人上書後代

金花堂

日九月

金九拾貳兩永貳百貳拾八文五ト

洋銀五方千九百拾八布四拾四セト

洋銀貳千九百文

日十月

洋銀五方九百拾三布七拾貳セト

永八拾貳文五ト

洋銀貳千七百文

日十月

金九拾七兩五分永貳百拾八文八ト

洋銀千三百布六拾八セト

洋銀拾五布八百貳拾六文

日十月

金百七兩三分永貳百四拾三文八ト

川蓋家信託真如重
今七七月八月分

古幣不古存佛人云此
弄在為外國人上書後代

洋銀貳千九百文

洋銀五方九百拾三布七拾貳セト

永八拾貳文五ト

川蓋家信託真如重
金九九月十月分

古幣不古存佛人云此
弄在為外國人上書後代

洋銀拾五布八百貳拾六文

川蓋家信託真如重
金百七兩三分永貳百四拾三文八ト

洋銀貳百拾九拾八セント
洋信五匁百文

只取之金掃代
亦不在此佛人
信代

金四千九百五拾五匁百拾九文五卜

合

洋銀四万貳千三百九拾五匁九拾五セント
洋信五匁百文

洋銀五万九百五拾貳匁五拾四セント

是七の幣不在留之外国人の賣渡代其外外國船修渡
料共の概測要佛國の由在又子代并 小買上子代亦佛
人方より佛分尤心事を應知定多し根引云之後十
更時と法取と事

金花堂

由益取両書

金三千九百二拾五匁貳分永三拾貳文七卜

神樂丸修渡料
三介

内金子五百八拾四匁貳分永百拾三文五卜
金五百二拾五匁貳分永百七拾五文五卜

川邊兼船信船賃
加金

洋銀五万九百貳拾四匁五拾四セント
内洋銀貳万七千九拾九匁八拾貳セント

四割兩益
古幣不在留之外国人の
賣渡代并船修渡料

金四拾貳匁貳分永百二拾五文七卜

本割兩益
亦不在此佛人
信代

洋銀子貳百拾貳匁八拾四セント
内洋銀百貳拾五匁八拾八セント

亦不在此佛人
信代

金三百八拾七匁

四邊市中豆州大出賣
上代錢を賣り分弁之
経此に佛代

洋銀貳百拾壹萬 拾壹千七百

佛人給札 可借并旅
費五百兩

洋銀貳百拾壹萬 拾壹千七百

此項不在留之外國人之
費用代其歸還之分

洋銀貳百拾壹萬 拾壹千七百

本利兩全
此項不佛人亦不該付日

金貳千五百拾兩三分永五拾四文四卜

洋銀貳百拾壹萬 拾壹千七百

洋銀貳百拾壹萬 拾壹千七百

合

金花堂

橫須賀橫濱製糖所所入費言

佛國政府の約定書成し目言言

一 洋銀貳百拾壹萬 拾壹千七百

但去年八月十日 當取三月十日之法律機械買上

并地振法建物材料亦代造 詔其外法不買上代佛

人給札法發人足其存債其外一式入費抑言海

浪百五拾二萬八千四百貳拾四兩 四拾壹千七百

三分

引

道浪八拾三万五千七百七拾五布五拾九セト

但于後之入費在日米高之為得也物之取極
節も物價騰貴有在之、年分程之入費も
おぼろしきなり

同部之内佛人総料

一 洋浪八萬八百貳拾布

人負四拾五人

但佛人古往重限之儀を佛國におく之程入おれ
日分四、年分取極、之儀、年分不同、之儀
此刻、年分取極、之儀、年分不同、之儀

右之外

去々年

米取子三百九拾八俵

去々年

支配約計

役金 金八子二百三拾八支五分

但米浪取子行同並、之儀、取子、取子、
之書面米金之外、之儀、取子

横須賀横濱

米浪取子

四 金九五千三拾兩五分、米取子、文二卜

元 月 清野萬五子九百七費二百文
海浪九千五百四拾二弗二拾五セント

内海

横須賀物産所為司之迄金原壬四月
二子支三二月洋浪成子并金札成子
支同八月金札五百支五子并金札成子
諸取以分

二金子兩

金札成子五百支

海浪貳千弗

四月取越為

金花堂

中交正金し分口、探替法方取計、雪金札而施行、其事
此方の上、極正金を以探替金札と返納但、其方、其方、其方、
正金探替當時、海浪成子、其方、且金札成子五百支、其方、
是、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、
其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、

金札三子九百七拾五五分 亦百三拾五文セント

横濱出港

海浪八百九拾九費八百文

出取司

海浪六子九百七拾八弗八拾四セント

諸取

金札六拾支永八拾七文七卜

横須賀物産所為司之附、
其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、
其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、其方、

金札六拾支永八拾七文七卜

外 金札三五永百拾貳文下

係紙差配人
分下五分

分但者人存金五分

海銀五百二拾七辨八拾壹セント

海七費五百文

此等品二内五海
外國人ハ費分代
外由存佛人ノ上納
五分

ハセント七拾五セント

但 此等品ノ彼方亦坊
海銀費文

四月 金札三子九百七拾貳文分 水百三拾四文を卜

月 海八百九拾九費八百文

拾 海銀二千九百七拾八辨八拾四セント

内海

金札三子二百貳文分 水二拾貳文を卜

金花堂

海八百九拾九費八百文

横江契横濱製海
海入月海

海銀三子九百四拾九辨八拾四セント

子沢

金札貳拾壹文分 水貳百貳文下

傳明生徳寺ノ買物
代當年三月十五日同海
傳明生徳寺ノ買物
千三月十五日同海ノ五分

金札四拾四文分 水百九拾三文二下

傳明生徳寺ノ買物
代當年三月十五日同海
傳明生徳寺ノ買物
千三月十五日同海ノ五分

金札拾五文

山口高利叔帳三張
亦買上代

海七拾費四百文

山口高利叔帳三張
亦買上代

当年三月十五日
同日

金札八指五支五分
洋七指費四百文

送後小引は指不代
当年四月分

ノ

金札七指五支五分
永或百指四文七下

修証場取押用火炭
三俣九合九又八寸愛上代

金札二百八拾五兩三分
永口指文

お口の取方右三三三
拾四平上買上代

洋銀七拾三兩七拾四セント

佛人方三三三上代

金花堂

少引金札七指五支五分
洋銀七指三兩七拾四セント
少引方引紙書一書

金札五拾九兩五分
永或百指三文七下

金庫下引分配下引行
七人後取当年四月分

金札五支五分

取端方取方取方
同日分

洋銀八百九拾九費四百文

本後所後我きい
八人金庫下引取中人
後取同日分

小引金札三拾五文五分 小引百拾三文七分

引口紙

金札百四拾二兩

横濱製茶漬物店
小引金文主人同附
取拾三人百代当年三月
四月合三月份

金札二兩

横濱製茶漬物店
佐百代当年四月份

小引金札百五拾貳兩

引口紙

金札貳百五拾兩

横濱製茶漬物店
三月内供

金華堂

金札壹支

横濱製茶漬物店
三月内供

ン

海限子七百七拾二兩 三拾セント

横濱製茶漬物店
佛く在神并陸
分廿西洋支五月份

洋限百貳拾 五拾セント

侍所等後取守
人住佛く在神并陸

小引洋銀二千八百七拾二兩 拾セント

小引赤書引口紙

金札三百二拾七支五分 小引七拾文

三房州野島親吉

海浪敷拾九布

不川三所控四所

此簿

金札三百六拾七支五分 永七拾文

不川控四所 此簿控四所

洋銀拾五布

不川 并 不川控四所 永七拾文

海浪四布

不川 并 不川控四所 永七拾文

洋銀拾布

不川 并 不川控四所 永七拾文

海浪乃三子百三拾七支四万六拾四文

此簿人足僅此 当年四月 日公四十五日之

金花堂

金札子二拾支永八拾七支七卜

海子八百七拾支三拾四文

洋浪或子五百二拾七布八拾七支七卜

右之通 海動之通 拂 中 已上

明治三年 庚午年 五月

志村七納 並 永七拾七支七卜

清田七 永七拾七支七卜

山口七 永七拾七支七卜

伊東七 永七拾七支七卜

大島土本村大佐
子書之通(お通)等之友也

山尾氏於大佐
兵動盛城大佐

金花堂

横須賀表決所市田為高書板 有印

正キセラニス

成治大隅守候よりケ一氏に破らるる

書牘之雛形

但金汁局之官章と法

中一之書牘

予カ乞一如く至許之舎中又其借庫に納むるは
本政府統卷什物体之同環書と記符之活字
より就事至主卷什物買法合之義をけ達し若
此卷什物受取何れ我政府之物よりき方之記

高野り承りたる者回を云く

慶應四年二月廿五日

姓名 下

日本政府とせらるる会社之際におりたる計書
志ん東十二月三十一日閉へし者を予に送り進落
考りたる者之簿云々

二百三萬八千二百五拾フランク八十セサンクム

其外、

鄭拾九萬百貳フランク二十サンクム

石司ロビヤニ之船中ニ積入きし火器之價云

金花堂

合る三百三拾貳万八千七百五十九フランク八十サンクム

此別政府之借分

右之る之兩の減を我政府存積簿におかす其評は概回
入金さし言洋浪鄭拾三萬弗也又會社我言計
くても引違し

一旦迫日之内予ら九に款けし價付書を其評に
贈らるべき者承りたる

一右之會計帳本をあるまじく予之を受容す且我
國仕法に通じたる高利根に加えりべき事は必
き

姓名

下

於横濱一千八百八十八年三月廿一日 二月廿四日

横濱に在ル

ソシエテセ子ラル云社代人

フツソール君

ソシエテ、セ子ラル并佛國郵船云社代り日本政府に
まうり、借銀總額五千万トルレル此種之形として左
右を証すらる外國掛り川傍近江等と云計掛郵船大船等

金花堂

多くと金額を以て今書簡之語合とて横濱等及び横
濱に何ふ者清所之法不即チ若者造坊之法不意と米樽
械不道具既に取せし物料未取せし物不其他總額
右者清所之為取建し建物を其許に引渡す尤右を
日本政府金高拂海にむらうとてこのお拂と致せし
空地之拂方之關係せし且右拂方之係存るを何之借銀
を日本政府ソシエテセ子ラル之方と第一お清す色き借
銀と思ふことをなす告ぐ

右借銀之るを是と仕事に通しき、年毎一定之利
金を加ふ通し一千八百八十八年三月一日より七月を以て

元利と借入事なき時々ソレエテせらるる方ニ於て若くは此
賣拂入金一萬二千賣拂ひの上る餘分は金一萬何千何
是と日本政府に納むるに決云

川橋 白江 氏

成海 大隅 氏

坂田 三郎 氏

金花堂

於横濱千八百三十八年四月廿一日

外國掛り

川橋 白江 氏

成海 大隅 氏

兩君 口立

借入金五拾万ドルは借合は横濱と其引当る
日本政府より金等差出さる横濱銀行并横
濱製煉所を金等ソレエテせらる并佛國郵船
会社は本店代り引渡事事を承諾せしむる事
極らるる事之趣一々奉存あり只日本政府に

その他借財を満ちし、以て金貨之方を乏しむるは、
とまんと約言、金貨を依頼する事也。謹言

ヒツゲー

ワツリール

田田三島守

以て紙幣發行者は、然るに主政一新、存失費多、推業
難む。折柄、可成り入用、おる様、さうな難むを横
須賀製紙所、於て外國の法、注文、之を、さうと、お合

金花堂

と、多し。此紙文、お成者、おて、の、不、漢、之、上、注、文、お、成、者、
ル、二、一、の、厚、く、お、成、者、お、て、の、成、者、
隆、名、と、一、の、成、者、お、成、者、
以上

原三
四月日

水前傳記

佛三島守
シオニロセス閣下

以て、手、の、改、成、上、の、成、者、
た、川、裁、判、所、の、成、者、
有、り、と、成、業、止、め、の、成、者、

以書稿成上之——然其橫濱實表清所討不意其所
之係或禮之内其被而同心備置其被其橫濱之備置橫
濱實其慶之用形之用以格之——友方此照閣下分上
ルニ一氏は亦一裁うたりし者なるべき也其心也

三月九日

井ノ頭高直

与清陶然

佛の奴
閣下

金花堂

三月二十号

以心所被残上之然其横濱實表清所討留友之係
之在亦舊政府之取結ひし約書面を病人を横濱實表
其横濱を受益せしむる所を海軍之病院に入し格
にすし其し云くは明文を以て其横濱を療養所を加へ其
に其を以て其田日向其其國に渡形を以て其為談判の上
其當時横濱實表に在る其のサハチ一を其其れ其係に其し
其舊政府の全病を其其任るものこと上を是に其通
る其其格を以て其其其其政府一新國事改革に
折柄其其入其其掛を以て其其其之外を其其其其其元

分年用之箇を度停之。位存。所書製津心之儀。其
時。要則あり。所不。箇を。取減。度。就。る。を。所。出。は。有。河。之。美。を。衣
所。之。約。書。者。之。通。り。横。濱。に。か。く。病。者。療。養。を。加。し。儀。
お。改。サ。ワ。チ。一。儀。今。取。均。國。力。改。方。各。閣。下。より。米。國。政。府
に。出。す。之。上。早。く。出。所。至。有。之。根。を。一。取。得。之。を
以上

辰二月廿七日

東久世中将

佛國全權公使

ウートル 閣下

金花堂

以。子。所。啓。上。仕。然。を。拙。者。昨。日。一。五。五。五。横。濱。製。津。津
所。法。留。所。之。勘。定。一。二。日。之。勤。業。之。料。を。今。分。何。程
第。二。之。時。手。不。横。濱。製。津。留。所。之。存。何。程。之。失
其。お。掛。り。を。算。計。左。之。通。り。也。云。々。云。々

第 一 洋銀五千兩 横濱製津留所之診料

洋銀六十兩 日本病入之診料

同 二十兩 藥料

其。之。手。分。勘。計。洋。銀。五。千。兩。或。診。料

第 二 洋銀千八百四拾八兩

其在。勤。之。免。一。病。院。亦。日。雇。せ。し。人。之。賃。銀

一日ニドル之割ニ日收二百十六分

洋銀六百弗

古き勤中 寝病 罹りし病院附と為し
病院ニ日雇せしもの一日ニ洋銀三弗の
割ニ日收二百日

同 六百弗

是を平均一日ニ弗の割ニ日收二百日病
院ニ止まりしものニ日收二百日

同 千或百五拾弗

横濱之海河在古松方横濱堂之持控

兼古を一夏海限戴拾五弗之割

同 千弗

是を海河のためより多きもの取仕五元古松
方ノ入利但一度海限戴拾五弗割

同 三百弗

横濱の薬店この佛茶種代凡之種り

一 横濱堂不在不常海より日本人の心附の事ハ此去キ
勸之より書加へ申し

一 横濱日本商人中より不常の事多し古佛留療
者を施居し

一 役人職人并其子等の在安部郡海部の修築を請ふに
いへし北者等一と案上げし事之内に改しし得
て其者等外に入替む法ありし事極須知の旨
引揚ひてお成る事本議所在平日中人のたきふ大
にふ稱はと仰

政府より若しおまの勘定之上に其事をいれし事
松佛國に書翰をいふ通達をいふ以上

寛八月十八日

ウエ二一 花押

金花堂

弟三月十八日附之書翰據身之別号の在安部郡人姓名目
録中一と事延ゆし者二年延ゆし者且余宛お地方
ホクP城之極首 当地の在安部郡人の上之内西
吾之極とて高御政承知し然に事とて延ゆし之節
お成る人姓名目録を四十五人として今之取らる城之目録を
十九人書載しし事二十二人之分を相分とてお推ゆお
いひ書る旨を本議所在國人に候し上延ゆし
お推ゆお地方改め極とて西之区之書をいふ中城をいふ
一 当地本議所在物并 普請ノ之事はこれス甘ん
しと得せ右とて當方お其旨之次おし有之とて付て来

昔所^レ入^ル紙^ノ根^ノ一^ノ型
有^レ越^ノ報^ノ亦^レ如^レ此^ノ中^ノ以上

正二月十六日

古詩陶藏

ウエルニ一
卷下

正二月廿日横須賀新港所^レウエルニ一^ノと該^レ判^レ之^レ越
外^ノ報^ノ人^ノ亦^レ已^レ上^ノ月^ノ頃^ノより^レ正^ノ月^ノ限^ノ共^レ三^ノ内
宜^レ考^レ者^レ又^レ二^ノ年^ノ者^ノ報^ノ人^ノ一^ノ年^ノ迄^ノ之^レ積^レ且^レ迄^ノ就

金花堂

之^レ報^ノ人^ノ亦^レ已^レ上^ノ月^ノ頃^ノより^レ正^ノ月^ノ限^ノ共^レ三^ノ内
宜^レ考^レ者^レ又^レ二^ノ年^ノ者^ノ報^ノ人^ノ一^ノ年^ノ迄^ノ之^レ積^レ且^レ迄^ノ就
之^レ報^ノ人^ノ亦^レ已^レ上^ノ月^ノ頃^ノより^レ正^ノ月^ノ限^ノ共^レ三^ノ内
宜^レ考^レ者^レ又^レ二^ノ年^ノ者^ノ報^ノ人^ノ一^ノ年^ノ迄^ノ之^レ積^レ且^レ迄^ノ就

正二月廿日

以^レ書^ノ管^ノ入^ル紙^ノ根^ノ一^ノ型
佛^ノ人^ノ姓^ノ名^ノ目^ノ録^ノ書^ノ之^レ通^レ一^ノ年^ノ以^レ限^ノを^レ延^レし^ノ者^ノ二^ノ年
迄^ノ之^レ若^レ又^レ者^ノ内^ノ四^ノ人^ノ迄^ノ報^ノ人^ノ一^ノ年^ノ迄^ノ之^レ積^レ且^レ迄^ノ就

増す五采々方ホ高細承ちし一 別所領の領事
 之を達し。一 古く越の領事意わきまを以上

正二月十八日

寺嶋陶藏

ウエルニ一校

横濱細工所職人等漸次三月より本國に仕出之の
 限付多し産入者之改定一人負を減せしめ
 を訴す也

金花堂

一月拾三百弗	首長	ルツサン	約定於日千八百七十年 二月四日
一月百五拾弗	切定方	ボエール	同千八百七十年二月一日
一月百五拾弗	蒸機方小匠	ウエツト	約定あり
一月九拾五弗	蒸機職	メイタル	約定あり
一月百弗	同新	クレヌー	約定於日千八百七 十年四月一日
一月八拾弗	器械職	サバチエー	約定あり
一月百二十弗	漆物師	アレール	約定於日千八百七十 年二月廿九日
一月百弗	同新	レブロン	約定於日千八百七十 年四月十五日
一月九十弗	同新	グリポー	約定あり
一月九十五弗	漆器職	サラン	約定於日千八百七十 年四月一日

一回百弗

清形海

ミシエール

約多あり

一回百拾弗

洞工務

ルエール

約多あり
日千八百七
十年三月廿日

惣計千五百三十五弗

右に列載する所は、各々其の各自新條約を横濱等に
出立の政事すべきこと既に定まらるるは、其の
クルウエツトサバチエーある者、横濱等先づ此にお
かき修造せし、船中の各機材も用申る様、その他九人
若し佛國に出帆之様、

横濱細工所の職者、其の是に列載人の負担にありし
向後、此の一人も其の用を免し、其の故、乃今横濱に於

金花堂

この方の職業、尤増加し、向ふあり、其の要する人、自
左の通り

一月給三百弗

首長を人

一回百五拾弗

各機材の用を人

一回百拾弗

同職人、或人

一回百拾弗

清物職を人

一回百拾弗

此の職を人

右等之儀、存日本に於て政府之調子を請行要と為
るに、其の年並に職人を各一、年雇入り、此の新條
約を乞予授けし、其の是れ是等の條約に於て、

宣二月二日 五千九百元 醫師 カワライエー
西洋七月十七日 四百十六元六十六セント

妻 娘 子 任 併 女 共 六 人

宣十月九日 四千八百元 建築方匠 フロラン
十月十五日 四百元
宣二月二日 三千四百四十元 切定方匠 メルシエー
七月十三日 二百七十九元

全五月五日 或子七百九元 造船方匠 ソラインダ
六月十七日 或百二十五元 岡引方匠 魚

全五月五日 千八百元 書記友 モンゴロフ井エー
六月十七日 百九十九元 水支匠 デスバーニ
或子五百六十九元
百三十九元

金花堂

全五月五日 子或百九元 精養師 ボエール
六月十七日 百九元

全二月四日 子九百二十元 左友匠 テューモント
三月廿日 百三十九元

全十月三日 子八十九元 繩張 ルヘリソン
十月九日 子八百零七元
全八月廿三日 子五百二十九元 岡引方匠 レラスチツク
十月一日 百三十九元

全八月廿三日 千八百零七年十月ヨリ 八百四十九元 岡引方匠 デニエール
十月一日 七十九元 外十五元 教授方

全二月四日 九百九元 全 バステヤン
三月廿日 七十五元

全十月三日 九百二十九元 榎木強 バサン
十月九日 八十九元

宣十月三日 千八百零七年十月ヨリ 九百二十九元
十月九日

全十月三日	八十元	罐	フロツク
全十月九日	九百六十九元	瓶	ケルドララン
全十月三日	千八百元	帆	ピラール
全十月九日	九十九元	水	リツシヨニー
全十月廿三日	九百六十九元	全	ヘリユー
全十月九日	八百四十九元	楮	コルテン子
全十月廿三日	七十九元	友	ラウデ
全十月三日	千二百元	楮	シヨフレーテ
全十月九日	八十五元	楮	
全十月廿三日	八百二十元	楮	
全十月九日	八十九元	楮	

金花堂

全八月廿三日	千三百二十元	楮	マシヂ
全八月九日	百十元	楮	
全八月廿三日	千二百元	楮	コンスタンテン
全八月九日	百五元	楮	
全八月廿三日	七百二十元	水	ポン
全八月九日	三十元	友	アンジュー
全八月廿三日	六百二十元	友	マルタイン
全八月九日	百五元	友	
全八月廿三日	七百二十元	友	
全八月九日	二十元	友	
全八月廿三日	七百二十元	友	
全八月九日	二十元	友	
全八月廿三日	千二百元	友	
全八月九日	八十五元	友	

子供三人

總計貳拾九人

陸羽

一二月

洋銀五萬七百帛

一三月

金四子二百二十四元九十九センド

横須賀表製漆所創業 去辰 四月廿三日入用

白調書

一 金九拾八万八千貳拾貳支 去分 永百三拾七文 去卜

是吉製漆所 和費 去辰 四月三日 四幕 付託

入用 白調書

横江製表製漆所 去辰 四月廿六日 去十月三日

入用 白調書

一 金貳拾壹万八千九百七拾貳支 永貳百貳拾五文 去卜

洋銀貳拾壹万八千四百九拾壹帛 九拾四センド

内洋

金貳拾万八千四百七拾五匁二分一厘百三拾七文

是古製清所出者請向其各法所入用去取之四月

小當已十月之合拾九匁分

洋銀貳拾万八千四百九拾五匁九十四セント

是古佛人給與之各佛國の所買上物代去取之四月

小當已十月之合拾九匁分

洋銀万四千九百八拾三匁二分八拾五文

是古製清所出者請向其各法所入用去取之四月

但金去取各
洋銀貳拾万八千四百七拾五匁二分一厘百三拾七文

是古製清所出者請向其各法所入用去取之四月

外

洋銀万九百五拾五匁八セント

是古製清所出者請向其各法所入用去取之四月

立佛國の所買上物代去取之四月

是古製清所出者請向其各法所入用去取之四月

合

金貳拾万八千四百七拾五匁二分一厘百三拾七文

洋銀貳拾万八千四百九拾五匁九十四セント

洋銀万三千九百九拾五匁八セント

是古製清所出者請向其各法所入用去取之四月

月之合指、月分當方、多詰取、右酒、幸

乙未、月、平均、入、月

金、五、萬、八、千、或、百、四、拾、八、百、永、指、八、文、八、卜

洋、浪、五、萬、八、千、或、百、七、拾、三、千、六、セ、ン、ト

外

金、五、拾、八、千、八、百、或、拾、三、百、五、拾、五、文、五、卜

四、希、く、右、指、入、月、凡、三、

横、須、賀、表、製、漆、所、由、方、々、法、修、修、渡、水、并、
由、行、不、幸、酒、之、調、書

金花堂

金、五、千、百、四、拾、或、五、千、永、或、百、三、文、五、卜

洋、浪、四、萬、四、百、二、拾、五、八、セ、ン、ト

外

洋、浪、五、万、九、百、五、拾、或、五、千、八、セ、ン、ト

是、十、四、日、在、佛、人、方、々、法、修、修、渡、料、并、由、行、不、幸、酒、
代、取、五、佛、國、々、橋、城、十、四、百、五、拾、五、文、五、卜

合、洋、銀、五、萬、千、四、百、拾、或、五、千、六、十、六、セ、ン、ト

是、乙、未、年、己、三、月、々、同、十、月、之、納、高

右、之、通、(五、千、一、十、)

乙、十、一、月

横須賀横濱支那清所産佛人々負強
料調書

横須賀製清所産佛人々月結料調書

一 洋銀貳百貳拾七円五拾セント ウエルニー

但考時海關中より如再出之上ハ其ノ月洋銀八百三拾三
円三拾三セントニ減ル

一 同六百三拾円 テボニー

一 同四百拾六円六拾六セント サハテー

金花堂

一 同四百円 フロラン

一 同四百五拾円 コットラン

一 同三百円 メルシー

一 同貳百五拾円 メライینگ

一 同百五拾円 モルクルヘー

一 同貳百円 デスパニー

一 同百六拾五円 トルテール

一 同百七拾円 キルマン

一 同百七拾円 ビエモン

一 同百六拾五円 レステツキ

一	同百布	シヨフレ
一	同百布	コラス
一	同九拾五布	フロツク
一	同九拾布	ハステアン
一	同八拾五布	スーテ
一	同九拾五布	ユールト子
一	同九拾五布	マケタン
一	同七拾五布	ポ
一	同六拾五布	リニヤニ
一	同四拾布	バサ

一	海銀百三拾五布	モンズ
一	同百貳拾布	コンスタンテ
一	同百三拾布	リウシヨニ
一	同百貳拾布	ビラン
一	同百拾布	ウラード
一	同九拾五布	シマハペ
一	同百貳拾布	アンケチール
一	同九拾五布	デギール
一	同九拾五布	コシヨ
一	同九拾布	ペリゴ

金花堂

合

人数ニ拾三人

洋銀五千六百四拾四弗拾ニセント

金花堂

横濱製煉所の雇佛人々ノ月

給料

一 洋銀三百弗

ルツサン

一 全百五拾弗

ボエル

一 全百六拾五弗

ハレール

一 全百五拾弗

ウエツト

一 全百弗

ニセール

一 全百弗

サラン

一 全九拾五弗

メーケル

一 洋銀百円

クレース

一 全百拾円

ロエラー

一 全百円

ロブラン

一 全九拾円

クリーホ

合

人数拾五人

洋銀千四百六拾円

算口

合

人数四拾四人

洋銀七千四百拾二セント

キ月

西入用

金花堂

去辰巳四月の當り十月迄

横濱製煉所の西入用其外納る世調書

横濱製煉所の去辰巳四月の當り十月迄
西入用調書

金千五百七拾四支を分り而文上ト

是を製煉所内の事務用と外に修漫去辰巳

四月の當り十月迄共拾九ヶ月分

洋銀壹万四千百拾四円八拾二セント

是を西入用佛人控納るに三月の同十月迄分

但去辰之四月の當に二月分の七横須賀表
おのゝ取扱申す

金五万三千五拾五之分水百二拾七文ト

海銀千九百七拾九并五拾八セントト

是を掃梅表並用其外諸山買上物代去辰之

四月の當に十月の之分

金五万五千二百五拾四文ト

是を諸人持指石利并海銀去辰之四月の當

に十月の之分

金百五拾五之分水百五拾五文ト

金花堂

是を横須賀表の諸掃梅表外運送船賃銀去

辰之四月の當に十月の之分

金四拾五文水七拾五文

是を諸人持指石利并海銀去辰之四月の當に十月の之分

金三万四拾五文水四拾五文ト

海銀五万九千九拾四并四拾九セントト

正一月平均

金子五百八拾五文水百七拾五文ト

指九ヶ月分
去月平均

海銀百四拾九セント

同表

洋銀千七百九拾四并三拾五セントト

佛人持指石利
一月平均

右之通有之也

二十月

金花堂

横濱製糖所に修渡船其外納高

洋銀五子四百七拾二兩 三拾四セント

金七拾三兩五分 水百七拾四又九ト

是年去月五月の當に十月迄船并修渡船

修渡船に向き各個人の修取五納五分

右之通有之也

二十月

横濱若狭所を長ルスサニ海國を代り首長佛國より
この呼号より支那香港パリコロムその海留を在
業あり宜きる佛國よりルスサニ代り之者存哉と云々
る時時パリコ儀首長に控入る者横濱祭表を長ウエル
ニ一柱を以て承りて云々云々云々云々云々云々云々云々
也

三月二日

横田大急事

中野大急事

井岡大急事

大隈公使大急事

金花堂

安房國岬の岬に於て高き建築中同所を木製刷白之

航海家之布告書

安房國岬の岬に於て高き建築中同所を木製刷白之
高樓を設けり彼標燈を掲ぐ樓之在る所なり

北緯

三十四度五十分二十秒

縁成東経

百二十九度九十分三十秒

樓高大潮上

七十尺

右益械を曳四等三属し其種類を固着して光線を屈折するものより其光の射る距離海里九哩ふきし或百指を反之角度を成す但し北七十三度東より北七十二度西ふきし

「列」の暗礁を方鍼南八十五度西四里之距離に列す此方向を留て別て反照之燈を掲ぐ其之線を十二哩に達し二十度之角をふく

明治二年之九月即千八百九十九年二月十一日

金花堂

江乃湾口之觀音岬に標燈を掲ぐ

右益械を曳三等三属し其種類を固着し其之線を屈折して照らすものより其光の射る距離海里十四里に達し三百零二度之角を成す但し方鍼之南三十三度西より北二十五度西ふきし右標燈之位を左の如し

北緯

三十五度四十分四十九秒

縁成東経

百三十九度三十九分

燈高大潮上

百九十二尺

右燈火を磚石製之方檣之上面に懸け
フリモウツ炭火を方針南十二度西より二里七分を

距離如何

右日本政府之命より布告す

千八百九十九年
二月二十日

造船場司長

正ル、ウエルニ

金花堂

製練所西在佛人首長ウエルニ、如四指五人之任期限四年
之積り有之千八百九十九年正月^{己卯}頃より迄、在期限
終り之變、在之内、指國をわがら者又、在後、手動わがら者、有
之且強之、其之由、惡し有之、自今、取人、採之上、或指を、人、指國
力、改、所、之、通、り、其、長、始、或、指、四、人、わ、が、ら、者、在、多、在、其、是、自
為、八、人、新、規、佛、國、より、修、業、者、在、三、十、二、人、為、わ、が、ら、者、積、り、強
弱、之、差、を、是、之、四、十、五、人、為、一、年、八、万、二、千、七、百、二、十、指、并、之
者、新、規、之、者、わ、が、ら、者、得、在、三、指、或、人、為、一、年、六、万、七、千、三
百、并、之、わ、が、ら、者、乃、二、千、四、百、二、十、指、并、わ、が、ら、者、積、り、尤、わ、が、ら、者、指
八、人、之、者、は、在、一、月、毎、勵、之、り、勉、強、給、料、與、之、り、強、之、り、

山口及小達

三月十七日

神奈川

判事

外国官

判事

小中

金花堂

東四月二十五日之書竊被披身之態也其下野村國之
 儀知許何らん事を其國公使おてし望まふ事其在
 國中六月は返せらるる十月に在る者其下城被承知
 一の宋文書に其身お承十月に返る格とて一返
 其下不在才にイニセニヨールキボジ一氏横須賀に任
 在其下之代坐して其力の有之者被承知同人格
 初之儀を四月十日附らるる城之書面才其下等友
 一、年六子五百弗と有之者千ボジ一氏之事と存
 百六子五百弗と月割と有る被承知の返
 其下首長全權お勤儀を差支各之

貴下藩邸中 新懸之雇入八人之者人 控方其外各控之
會計高才之儀 存由因旋之之旨 是之月 控方減少
のP方の中 誠改承知の如 立前少海のPと 旨凡日限の
P 誠一の者之

築造方 凶引デス パアギ工氏 務方 改方 并 東京
不川沖より 務地海を之 泥波お之 意小 是作之 助
西向合Pより 存者デス パアギ工氏をお 司と 極方 才力 丹
練ある者 付之 改承知の 旨 東京表 之 旨 改方
おね成らる 只力の 控抄 之 旨 之 旨 之 旨 之 旨
後之 旨 東京へ 廻し 之 旨 横須賀 之 方 欠負 之 旨

金花堂

代リ之者 雇入之儀 欠負之旨 支多之旨 存者 承知
之旨

貴下 亦也 立可 控之 儀 判之 旨 之 旨 存者 之 旨
ニヨール 千ボシ 氏 亦同 何 裁判 所 之 旨 之 旨 之 旨
之 旨 多 之 旨 之 旨 之 旨 之 旨 之 旨 之 旨

三月十八日

与島陶藏

ウエルニ
貴下

横須賀横濱製糖所法入用之可

一 金九拾八乃八子或拾之五五分小面三拾七文五卜

是吉製糖所社費分五元四月之四幕村法入用

一 金三拾三乃七子或百之拾或或五分小五拾七文九卜

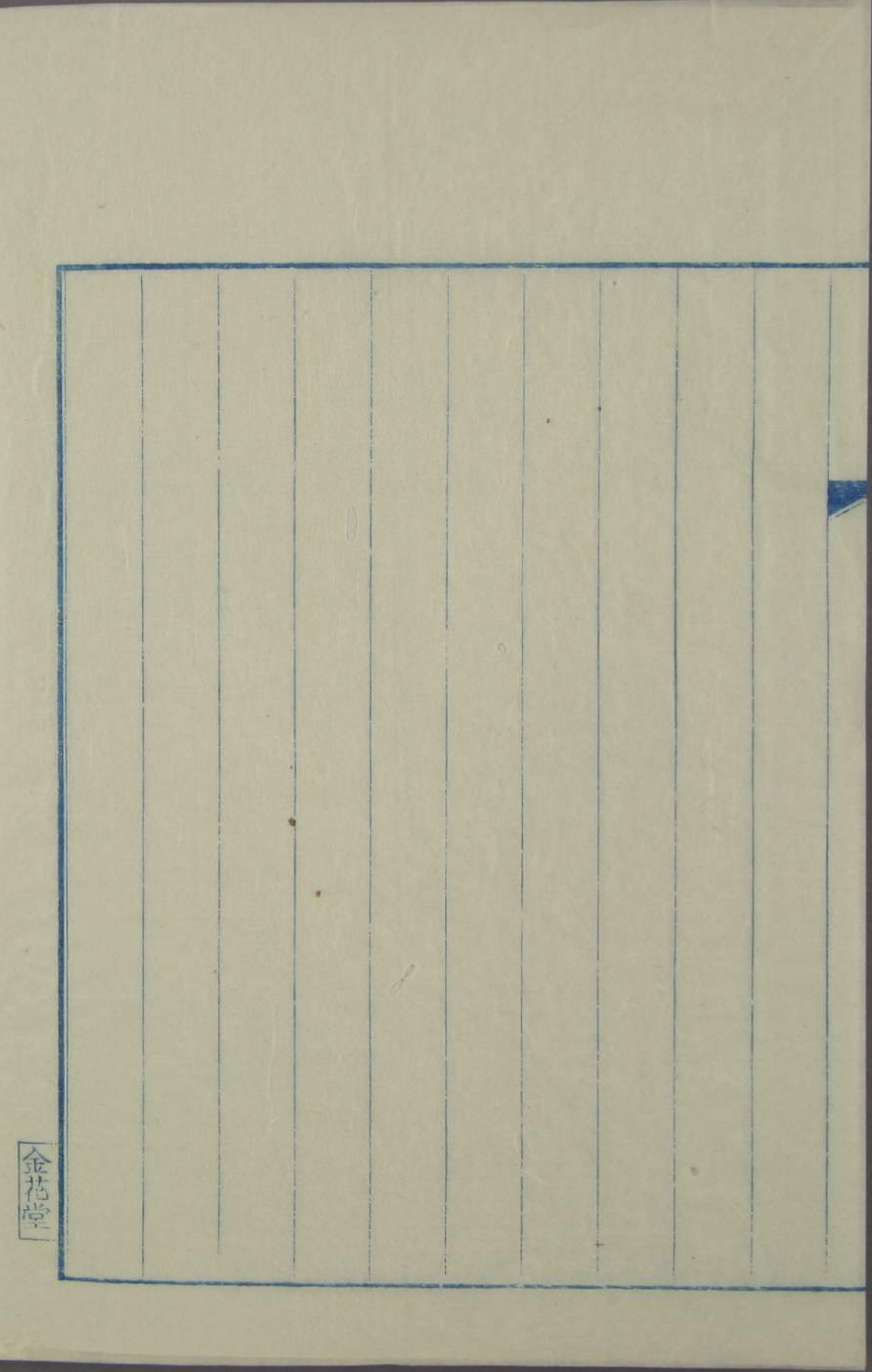
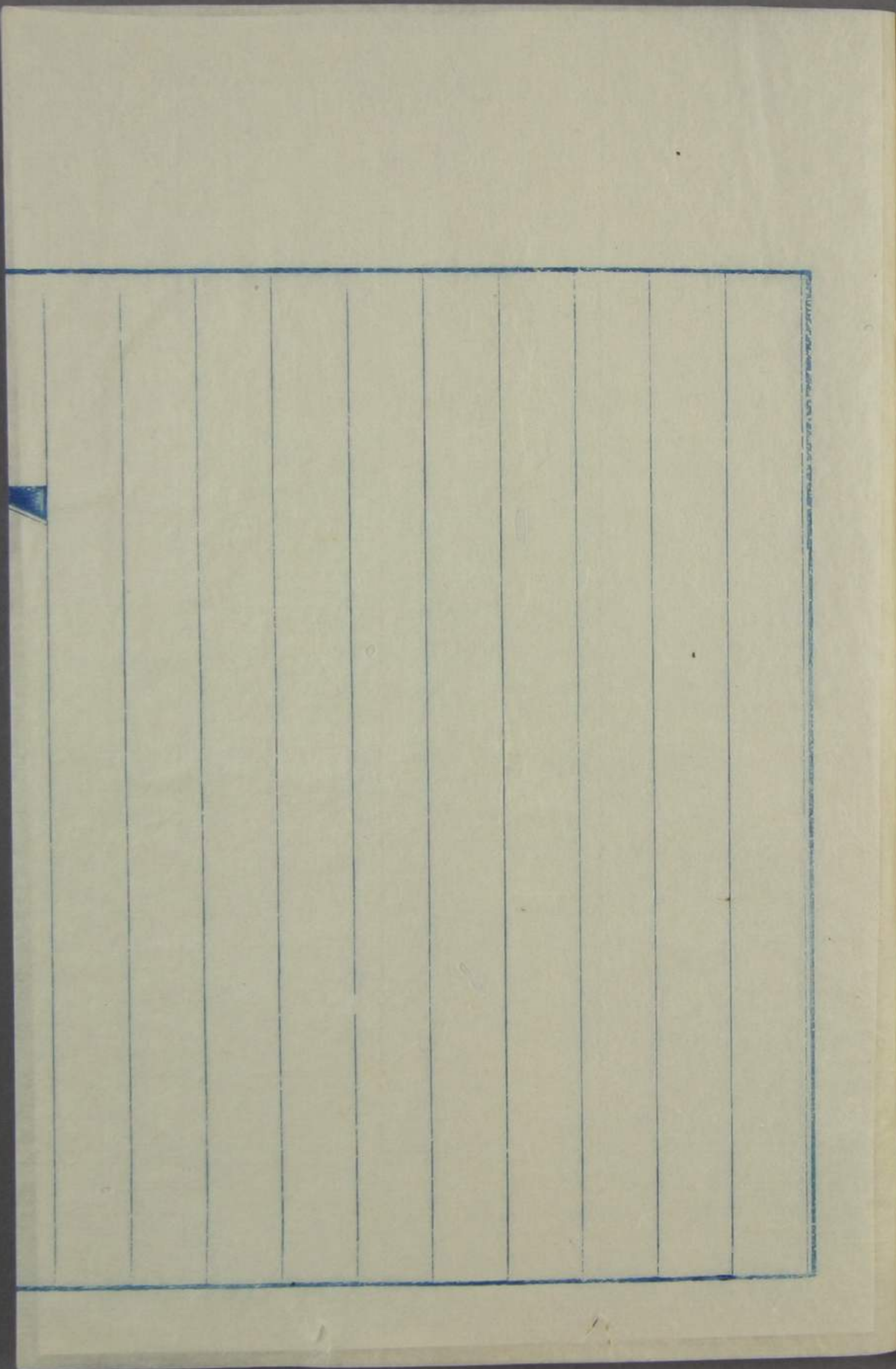
一 洋銀三拾乃八子三百拾九弗三拾七セント七卜

是吉製糖所四月廿五日庚午四月之八日

者之通_レ者之_レ

庚午 五月

金花堂



金花堂

金花堂

